

第 1 4 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 1 回 専門部会

令和 5 年 3 月 3 0 日

(午前10時50分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、お待たせいたしました。専門部会の委員の皆様、推進協議会から引き続きご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第1回専門部会を開催いたします。

引き続き事務局を務めます、東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。本日の会議次第がございまして、そこに記載がございますが、配付資料ですが、資料1が東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況。資料2、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について（意見具申）の概要。資料3が社会福祉保健基礎調査の結果（令和3年度）。資料4、今後のスケジュール。資料5、東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正（案）の概要について。資料6、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂等について。続きまして、参考資料ですが、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。資料以外の推進協議会でお配りした5点の冊子については、同一でございます。

以上、不足などございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。本日は、オンラインでご参加いただいている方を含めまして、25名のうち、22名の委員の方々にご出席いただいているところでございます。

大島委員、川内委員、佐藤委員は、ご都合によりご欠席をされております。

では、議事に入る前に、幾つか注意事項を申し上げます。専門部会も推進協議会と同様、公開の会議となっております。会議の議事録につきましては、東京都ホームページで後日公開をいたします。また、推進協議会と同様でございますが、オンラインでご参加の方につきましては、音声が届かないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択してメッセージを送信いただくか、送信できない場合は、メールをお送りいただければと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 改めまして、専門部会をこれから開催させていただきたいと思ひます。第1回になります。

それでは、今日の議事ですけれども、推進計画の策定に向けてということ、それから、二つ目が東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正等についてということになります。

最初に、(1)のほうから、資料に基づいて説明をいただきます。

終了時間は、おおむね12時を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事（１）、資料等の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

先ほど推進協議会の資料１としまして、第１４期福祉のまちづくり推進協議会の審議事項等についてというところで、左側のところで、現在の到達点と課題ということで説明をさせていただきましたが、そちらの補足の説明を、資料を基にさせていただきたいと思ひます。

まず、現在の到達点の補足でございます。資料１をご覧いただければと思ひます。東京２０２０大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況ということで、４枚物にまとめてございます。こちらは、第１３期から引き続き委員になっていただいている方につきましては、第１３期の意見具申の中に掲載をしておりますので、重複する部分がございますが、第１４期から就任された方がいらっしゃいますので、ご了承いただければと思ひます。

まず、最初のページが公共交通についてでございます。上の囲みのところに概要を示してございます。

この間、都内の鉄道駅でバリアフリールートの１ルートの確保、それから視覚障害者誘導用ブロック、車椅子利用者対応トイレ等の設置が、ほぼ全駅で完了したと。また、複数の出入口ですとか、乗換経路におけるバリアフリールートの確保につきましては、都のほうで、優先整備の考え方を示させていただきまして、各鉄道事業者の皆様方に、計画的に推進をしていただいているところでございます。

次に、ホームドアにつきましては、この間、利用者が１０万人以上のターミナル駅ですとか、競技会場周辺の最寄り駅、空港アクセス駅等において促進をしていただきました。こちらにつきましても、計画的に今後も推進していただくというところでございます。

次に、路線バスの車両でございますけれども、こちら、この間、ノンステップ化がほぼ完了したというところでございます。

下半分のところに具体的な数字が書いておまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、平成２５年末というのがオリ・パラを招致した２０１３年ということになります。それに対して、令和３年末というところで、オリ・パラを開催しました２０２１年の末、この間、これだけの数字の変化があったということで、ご理解をいただければと思ひます。

続きまして、２枚目でございますが、道路・公園についてです。

道路につきましては、競技会場ですとか観光施設周辺の道路を中心に、段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックと交差点のエスコートゾーンの連続的な整備、無電柱化などが進んでおります。

また、公園につきましても、都立公園、海上公園などでの勾配の改善などが進んでおります。

続きまして、3枚目が建築物・面的整備ということでございます。

都立の競技会場となりますスポーツ施設におきましては、IPCガイドを基にしました「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に加えまして、学識経験者、当事者の方々にご参加いただきました、「アクセシビリティ・ワークショップ」での意見を踏まえて、設計・整備・施工を行ったというところでございます。

また、一つ飛ばしまして、宿泊施設については、車椅子利用者客室や共用部のバリアフリー化を促進いただいたと同時に、一般客室の整備基準を条例化しまして、これまでに、合わせて約3,200室を確保したところでございます。

また、区市町村のほうでバリアフリー基本構想等を策定しまして、それに基づく面的整備ですとか、住民参加のバリアフリー化改修というのが進んでいるところでございます。

最後に4枚目ですが、ソフト面というところでございます。

東京2020大会開催に向けて、障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合える「共生社会の実現」を目指しまして、心のバリアフリー・情報のバリアフリーなど、ソフト面の取組を進めております。

また、障害者、高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムですとか、多言語対応などを促進してきたというところでございます。

以上が現在の到達点の補足説明でございます。

続きまして、今後の課題ということで、第13期の意見具申をいただきましたが、そちらの補足説明を資料2のほうでさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、10年後の東京を見据えて、これまでの取組や現状と課題を整理した上で、さらなるバリアフリー化の推進に向けた今後の方向性を提言いただいたものでございます。

右下の第3章のところが、課題についてでございます。全部で5点挙げていただいております。

1点目が、当事者参画のさらなる展開ということでございます。これまでアクセシビリティ・ワークショップなどで効果的な事例というところがだいぶ蓄積したところがございますので、そちらを検証しまして、今後、当事者参画の取組を行うためのポイント、当事者参画をすると、どういう効果があるのか、どういう方法があるのか、こういったことを集約する必要があるのではないかという提言をいただいております。こちらにつきましては、現状、東京都の取組としましては、令和5年度予算におきまして、当事者参画のバリアフリー化整備のためのハンドブックの作成について、予算化をしているところでございます。この意見具申の中で提言いただいた内容について、ハンドブックの作成を通じて、着実に反映をした上で、ほかの地域ですとか、事業者などに波及ができるようなものに仕上げたいと思っておりますので、専門部会の委員の皆様にもご協力をいただきたいと思いますと考えております。

二つ目が、心のバリアフリーでございます。こちらにつきましては、老若男女を問わず、多くの方の理解につなげるということで、多様な人々の生活シーンをイメージできたりということを工夫して発信する必要があると。それから、学校教育との連携というところについても、ご提言をいただきました。こちらにつきましても、意見具申を踏まえまして、令和5年度予算で、心のバリアフリーの戦略的広報事業を予算化しております。内容としましては、心のバリアフリーのホームページというところで、なかなか一体性が今までなかったというところがございますので、ホームページで分かりやすい発信ができるようなサイトを構築するというものですか、あとは世代別に、やはり心のバリアフリーを理解してもらうためのメッセージが違おうだろうというところで、世代別の広告のための動画を作ったりですか、あとは児童・生徒が各学校の授業で見ただけのような心のバリアフリーの解説動画、こういったものを作るといったものを事業の内容として予定しております。こちらにつきましても、専門部会の委員の皆様には、いろいろと意見を賜りたいと考えておりますので、改めてご連絡をさせていただきたいと考えております。

それから、三つ目でございますが、情報バリアフリー・人的サポートなどのソフト対策ということでございます。こちらも施設で発信するもの、それから行政などが広域的に発信するもの、民間のアプリ開発などによって利用者の利便性を上げるというところで、その基となるオープンデータを提供するという、様々な要素があるかと思えますけれども、そういったものを進めていくと。人的サポートとか配慮の工夫というところも、できるだけ具体化できるように、各施策の中で、それを入れ込んでいくというところでございます。こちらにつきましても、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を運営しておりますが、そちらの改善に向けた取組ということで、来年度も取り組んでいく予定でございます。

それから、4点目でございますが、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化ということで、ハード面でございます。バリアフリー基本構想等に基づきます面的整備というところで、財政支援策を分かりやすく周知する必要があるといったことですか、ホームドアですか、道路のバリアフリー化ということも、引き続き計画的に促進してほしいというご提言をいただいております。1点目のバリアフリー基本構想等と連動した財政支援策につきましては、今年度、国費ですか都費を含めた補助制度の一覧が分かりやすくまとまって、区市町村がそれを見て、こういう整備をする場合、例えば道路だとか公園だとか、整備する内容がいろいろあると思えますけれども、国費・都費でどういう補助制度を使うといいのかというところを、分かりやすく一覧表にまとめたようなものを作成しておりますので、そちらを基に、来年度から周知をして、これまで取り組んでいないところに対して働きかけを行っていくという予定でございます。

五つ目が、防災対策ですとか観光施策など、行政の様々な施策においてUDを進めるということで、防災ですと、避難所となる学校施設などのトイレのバリアフリー化です

とか、情報伝達のところ。それから、アクセシブル・ツーリズムをさらに普及していくというところでございます。1点目の防災に関しましては、ただいま地域防災計画の修正を行っております。新たな被害想定というのを今年度、公表いたしまして、その被害想定に基づく新たな防災対策ということで、各局の施策というものをそこに落とし込むと同時に、区市町村や事業者、都民の皆様をお願いする内容について、今、取りまとめているところでございます。意見具申の中で触れていただいた、トイレのバリアフリー化ですとか、情報伝達につきましても、しっかり、今、修正する地域防災計画の中に位置づけて作業を行っているところでございますので、こちらは引き続き進めていきたいというところでございます。

以上が資料2のご説明でございます。

続きまして、先ほどの推進協議会の資料の資料1の審議テーマに付随するところにつきましても、補足説明をさせていただきたいと思っております。

2点目に挙げております福祉保健基礎調査（令和3年度）の結果というところがございます。こちら第13期の意見具申に掲載をしていたところがございますが、今回、第14期でご審議いただくものとしましては、こちらの結果を踏まえた考察というところで、どういうことが言えるかということ、委員の皆様、いろいろご意見をいただければと考えております。

資料3をご覧いただければと思っております。

1ページ目でございますが、真ん中のほうに、施設や設備のバリアフリー化の状況ということでグラフがございます。令和3年度につきましても、バリアフリー化が「進んでいる」、「やや進んでいる」と答えている方が55.4%、「あまり進んでいない」、「進んでいない」という方が40%ということで、5年前と比べると、「やや進んでいる」、「進んでいる」の方が7%ほど増えてはいるんですけども、依然4割の方が進んでいないというふうに認識をされているということが読み取れると考えております。

それから、2ページ目をお願いいたします。車椅子利用者等の駐車スペースの利用状況というところがございます。こちら、全ての方に聞いた回答をまとめたものが一番上ですが、「適正に利用されている」、「ある程度適正に利用されている」と答えている方が6割でございます。それに対してですが、その1個下のところ、外出時の障害ありのグループ、実際利用される方々を中心とした方々ということになりますが、「適正に利用されている」、「ある程度適正に利用されている」と答えている方は45%弱ということで、5割に届いていないという状況でございますので、適正利用についても、まだまだ進めていく必要があるということが読み取れるというふうに考えております。

それから、次のページ、19ページでございますが、福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるものというところで、複数回答ですが、平成28年度については、実際、ヒアリングなどを織り込んだのですが、令和3年度はコロナの影響もありまして、アンケートでやったので、全体的に数値が落ちているというところはあるんですけど

も、依然、公共交通や道路、それから災害時の要配慮者の部分、面的整備などが上位に
来ているというところでございます。

それから、次のページ、20ページでございますが、まちの中の案内標示でございま
す。「整備されている」、「やや整備されている」というところが、オリ・パラの効果
もあって、77.5%ということで、平成28年度よりも10%弱増えてはいますけれ
ども、残り2割強は残っているというところでございます。

続いて21ページですが、ユニバーサルデザインという言葉の認知度でござい
ます。こちらは「以前から言葉も意味も知っていた」、「言葉を知っていたが、意味は今回初
めて知った」を含めて63.5%ということで、5年前の56.7%よりも上がって
いるというところでございます。その下ですが、「心のバリアフリー」という言葉の認知度でござ
います。こちら、言葉と意味を知っているのと、合わせて50%というところでござ
います。東京都におきましては、「未来の東京」戦略の中で、2030年度に75%、
残り25%を上げるという目標を立てておりますので、無関心な層を含めて、先ほど申
し上げた戦略的広報事業などによって、かさ上げを図っていきたいというところでござ
います。

それから、最後のページでございまして、22ページでございまして、心のバリアフリー
を進めるのに効果的だと思う取組ということで、「児童・生徒へのUD教育」が62%、
「民間事業者による普及啓発」、「行政による普及啓発」、「従業員に対する接遇向上
研修」、「地域住民に対する学習機会の提供」などが挙げられているところでございま
す。

資料3のご説明は以上です。

資料4をご覧いただければと思います。今後のスケジュールでございまして。

本日、第1回専門部会で、検討スケジュールなどについてご審議をいただきまして、
次回、5月の下旬、ちょっと中旬になるかもしれませんが、ちょっと予定しております
が、意見具申の骨子の提示をさせていただければと思います。同時に、推進計画の策定
に向けて、各局と検討をスタートしていくというところで、そことパラレルで動くよう
な形になると思います。

第3回を7月の中旬に行いまして、そこで意見具申の素案というものを検討いただき
まして、各局の推進計画のほうにつきましても、策定の大まかな方向性というところが
お示しできるかなと考えております。

都のほうにおいては、令和6年度予算要求というのが、この後ございまして、令和6
年度から予算化するものも含めて、ある程度見えてくるというところが、10月に向け
てというところでございまして、そういうところで、ちょっと見えてきたところ、10
月で第4回の専門部会を開きまして、そこで意見具申案の最終案ということで示させて
いただきたいと思います。それと同時に、今の推進計画の令和4年度末の進捗状況とい
うのが、おおむねこの時期に取りまとまりますので、そちらについても意見具申の中に

入れ込んでいくと。かつ、令和4年度末までの進捗状況を踏まえた意見具申案ということで、仕上げていただくということでございます。

その上で、11月になりますけれども、推進協議会を開きまして、そこで意見具申を受理させていただくと。

先ほど申し上げたように、年明け、2月に最終案ということで、パブリックコメントを経まして、3月に計画の策定・公表というスケジュールで考えておるところでございます。

こちらについて、ご審議をいただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今、最後のスケジュールがありましたけれども、先ほどの協議会の中でも申し上げましたけれども、非常に短い時間で精力的に審議をしなければいけません。なので、私の個人的な希望としては、専門部会以外でも、それぞれ事務局のほうに、事務局に申し訳ないんですけども、ご意見、気づいた点があれば、その都度言っていただければと思います。ばらばらだと、本当は事務局は困っちゃうんですけども、何かがあったときに、やっぱりこれは推進計画の中でも議論したほうがいいのではないかと、あるいは意見具申に入れ込んだほうがいいのではないかと、忘れないうちに出していただくのもとても大切かというふうに思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、今、資料1から資料4までの説明をいただきましたけれども、まず、時間はあまりないのですが、まず資料1のこれまでの到達点について、特に、今期で初めて参加された方々もいらっしゃいますので、ご意見等を遠慮なく、お気づきの点がありましたらお話しいただければと思います。オンラインの皆さんも、どうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず資料1について、ご意見、ご感想も含めて、いただければというふうに思います。先ほど既に織田さん、あるいは市橋さん、そして越智委員からも、関連するようなご発言をいただいているところですが、追加でありましたら、3人の方もどうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。

○比留間委員 公募委員の比留間です。

今説明いただいた中で、防災の視点なんですけども、防災の中で、防犯灯等、その自律の状況というのは、どのくらいに達しているんでしょうかね。結局、災害が起きたときに、様々な問題が出てくると思うんですね。それはどのくらいなんですか。

それと、もう一点、これは全体を通してなんですけども、せっかく、これ、ユニバーサルデザインの話がされているので、図表を作るときに、図があったら、図の下に図題をつけてつけるんですよ。表はいいんですね。表の上に表題はつけていいんですけど、図の下に図題はつけません。それがユニバーサルデザインです。ごめんなさい、主題じゃないことを申し上げます。

ということで、防犯灯のことについて、お教えいただければありがたいです。

○高橋部会長 防犯灯について、お分かりになりますか。

○比留間委員 防犯灯の自律の状況ですね。防犯灯は、ある程度ついてるのは分かるんですよ。結局、ラインが切れちゃったら、どうしようもないですね。ですから、一個一個が要は自律していることに意味があると思うんです、防犯って。防犯灯というのは、それがどのくらいの割合に達しているのか。

○高橋部会長 要するに、例えば太陽光ですとか、そういうことを使って自律しているかどうかという、そういうことでしょうか。

○比留間委員 はい。

○高橋部会長 都の把握している部分、あるいは区市町村と、いろいろとあるかというふうに思いますので、もし資料がなければ、後日でも、確認をしてということでもよろしいかというふうに思いますので。

比留間委員、よろしいでしょうかね。

○比留間委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○高橋部会長 では、事務局、よろしく、もう一度お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

防犯灯で、街路灯というところでしょうかね。

○比留間委員 自律灯というのは、大体が太陽光で作っているんですけども、それを外して、要は体育館に持って行って使うとかというようなものがあるんですね。それが東京都の中で、大体、防犯灯というのは自治体、自治体というか、市町村が管理していることになっていると思うので、東京都が把握されているかどうか分かりませんが、それはある程度把握されておいたほうが、障害を抱えている方たちも含めて、安全性の確保にはすごく意味があると思うんですね。それは考えられたか、で現況をお教えいただければなということで、そんな質問をいたしました。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

ちょっと今、手元にデータなどありませんので、ちょっと所管局に照会をした上で、後日回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

私のほうも、今の進捗状況ということに少し関連してとっていたんですが、私の立場としましては、心のバリアフリーというのがありまして、そっちも含めての質問というか、意見をさせていただきたいんですが、ご承知のとおり、差別と偏見というのはどうして生じるかということ、資本主義特有の効率化万能主義に基づいて、差別と偏見が生じるわけですけど、新しい福祉のまちづくり推進協議会の開始に際して、本当に、真に

豊かな社会というのは、そういう効率化万能で、例えば列車は全部急行になっちゃえばいいんだみたいな議論をすることが本当にいいことかどうかというようなことも含めて、改めて、障害者の基本的な位置というところに関しての福祉の立場からの強力な提案をしたいと思っているところです。

障害者に優しい社会というのは、健常者にとっても優しい社会だということが言えると思うんですね。ですので、例えば障害者の雇用なんかについても、今は雇用しなければ罰金を取るというような方向性ですけど、それでは障害者の存在は何かマイナスではないかみたいなことになってしまうので、そういうことではなくて、これからの方向性としては、障害者の雇用をすることによって、した事業者に対しては補助金を出すみたいな、プラスの方向性に変えていく必要があると思うんですね。

というのは、なぜかという、障害者の存在というのが本当にマイナスなのかという、決してそうではないんですよ。例えば障害者を抱えた家庭なんかの写真なんかを見ますと、みんなにこにこ笑っているんですよ。話を聞くと、障害者が家にいるおかげでとても家庭が結束してよくなったとか、本当にプラスの存在としての障害者というのが、そういう実際の障害者の家庭の中の話の話を聞くと、マイナスではないわけです。

ですので、そういう、みんなで包摂してということもあるんですが、ユニバーサルデザインと、それからバリアフリーに関して、決して私は文句をつけるということを行っているわけではないんですけども、やっぱり効率化万能主義に対して、もう少し、違うんじゃないかということをはっきり言う必要があるという、私は今までの同じような提案になるわけですけども、そんなことで、本当に豊かな社会とはどういうことかということで、改めて社会に向けて強力な発信をしてはどうかということです。

以上です。

○高橋部会長 菊地委員、ありがとうございます。これまでも度々ご発言いただいておりますけども、やはり当たり前のことですけども、本当に、福祉のまちづくりを推進するということにつきましては、豊かな社会、皆さんが公平に、平等に、対等に対応できるというようなことを願っているわけですので、おっしゃるとおりかというふうに思います。ありがとうございます。

○比留間委員 よろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ、比留間さん。

○比留間委員 ちょっと私の背景だけお話をしたほうが分かりやすいと思うので、まず、最初に申し上げますけども、私は、大気物理学、気象学というのが専門なんですね。今から10数年前に、ある県立看護大学の学長選に引っ張られて出ていったときに、あなたは物理学が専門なのに福祉分かるのというような、最終的には落選したんですけども、それ以来、私、社会福祉について何らかのことをやってみたいということで、大学の授業許す範囲で社会福祉法人の運転手を始めたんですよ。そうしたら、すぐに身分がばれまして、その社会福祉法人の今役員をやっておるんですが、すごく今のお話の中でこ

うすればいいだろうということがあり得るんですね。

というのは、今、社会福祉法人の中、その社会福祉法人というのは、知的障害者の人たちを預かっているところなんですけども、それが地域の人たちに受け入れられるために、どういうことがありますかということが、私に問合せがあったんですね。私、申し上げたとおりで、全く福祉は専門外です。じゃあ、どうしようかということで、地域の子供たちを集めて基礎的科学実験をやってやろうと。そうしたら、これが大体1回私がやるときには300人くらいの子供が来るんですね。それが社会福祉法人に来るんです。そうすると、知的障害者である社会福祉法人に来て、地域の子供たち、すごく身近に思うようになってきているんですね。だから、社会福祉法人というのは、知的障害者施設に健常者が行っても楽しいね、メリットがあるねという仕組みをつくってやるのが、私は今、菊地委員がおっしゃっていることの裏返しかなということを思いまして、ちょっと一旦申し上げました。回りくどいことを申し上げましたけども、何か行くことでメリットがある、社会福祉法人に行くことによって、メリットがあるという仕組みをつくってやるということが、すごく意味があるのではないかなというふうに思っております。

すみません、長くなりまして。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2以降につきまして、皆様方のご意見をいただければと思います。

市橋委員。市橋委員、お願いいたします。その後、織田委員、お願いします。

○市橋委員 1で言い忘れたことでいいでしょうか。1の資料を、ここ何年か前から、こういう資料をおつくりいただいて、東京都でバリアフリー、ユニバーサルデザインは、全国的には本当に進んでいると。頂いた資料に基づいて、全国会議のときは、ちょっと威張れるようなところもあるんですけども、やっぱり共通理解で、今、これが本当にどうだったのか、それをもう一回見直す必要があると思うんです。

例えば、鉄道駅とか、資料1の1ページ目ですけど、確かに僕は、バリアフリールートは1ルート確保というのは、どこの駅に行っても大概是降りられるようになりました。でも、会議でも何回か言ったのですけれども、乗換えなんていうのが意外に不便なんですよね。例えば新宿三丁目、これが都営地下鉄とか東京メトロに乗り換えるには、1回外へ出なきゃいけないと。こういうことはやっぱりもう時代的には変えないといけない。だから、2ルート目はどうするのかという議論をやっていかないといけないんじゃないか。これがやっぱりノーマライゼーションだと思います。

それから、例えばホームドアも、半分つけたからいいじゃないかって言えないです。視力障害者にとっては、半分は落ちる可能性があるということで、我々は注目していかなくちゃいけない。また、空港へのリムジンバス、高速バス、これはノンステップ化されていません。これは、やっぱりこれを開発するのは自動車会社と提携してやるべきです。確かに需要はあります。高速バス、リムジンバスは、いかに義務付けて進めるか。

日本のトヨタと言えば速い車があって、世界でもラリー行けば1位から3位まで独占するような企業が日本にあるわけだから、技術的にはできるんじゃないかと思います。タクシーも、やはりもうちょっと開発したり、UD拡充もっとできるところがあるんじゃないか。僕が今乗っている車椅子、乗ってはくれないわけです。僕も、タクシーの運転手さんとやり合うことは嫌ですから、乗りませんけれども、日本の自動車工業の関係から言えば、どうにかなるんじゃないか。

あるいは、タクシー会社も、もう少し大きくなると、事業者も交通法等の関係があると言われてきたから、それは交通法を考えればいいことであって、ということもあります。そんなことをやっぱり、さっき本当に基本的に障害者の権利の問題として、どう考えるかで、やはり抗議をしていきたいと思います。

もう1つだけ言わせてください。情報バリアフリーの問題です。僕が最近まで考える情報バリアフリーというと、すぐIT化の問題を考えざるを得ないけど、この委員会で考えるとすると、ダイヤル式の黒電話しか使えないお年寄りとか障害者に対して、本当に今の情報を伝えられるようにするにはどうしたらいいかということを考えるのも、この委員会の役目じゃないか。先端的技術を並べて、それで納得するようでは、やはり問題があるのではないかと思うんです。

あと、最後に、僕は自分の趣味的なことかもしれませんが、公園の問題で1個注文があるんです。確かに都立公園、バリアフリー化が進んでいます。車椅子対応のトイレも含めて、何年か前と比べると、きれいになりました。何年か前、委員長が高橋委員長の前のときに、実は東京にある歴史的な庭園、浜離宮とか、そういう庭園のバリアフリー化をどう考えるのか。研究してみようじゃないかということで動いたわけですが、ほかの問題が多くてちょっとやる気がないところがあったんですけど。確かに、ああいう庭園の通路を全部コンクリートで固めて、全部階段をやめてスロープにしちゃったら、歴史的価値は下がるので、そうしろとはいいません。でも、少し考えて、京都なんか僕は好きで行くので、悩んでいるんですね。だから、東京都でも、一遍の解決策はなくても、ある一定の方向性というのを出すことも必要ではないかと思うんです。

最後に言いたいのは、東京都福祉保健基礎調査をやっている、特にバリアフリーの問題、ユニバーサルデザインの問題入れてありがたいと思います。けど、実はですね、ご存じの方は多いと思いますけれども、今、障害者問題で基礎調査を令和5年に取り組みようとしています。それに関してなんですけど、今度、まちづくりに関する調査をやるときに、調査項目の作成段階から意見を言わせていただけるように、配慮していただけないかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。今、市橋委員のほうから、おおむね6点ほどのご意見をいただきましたけども、そのご意見について、今日、議論する時間がちょっと取れないかというふうに思いますが、また事務局とも相談させていただきながら、この

推進計画の今回の意見具申にどこまで反映可能かということについて、進めさせていただければと思います。

○市橋委員 何なら文書で後日、もう一度提出します。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。提案も含めて、ご意見をいただければと思います。

では、織田委員、よろしくお願いします。

○織田委員 Wheelogの織田友理子です。

前期も委員をさせていただいたのですが、そのときの意見具申など、いろいろ議論をさせていただいたものが、かなり反映されていると思って、この委員会はとても意義がある、意味があると改めて実感しました。身の引き締まる思いです。

東京都の福祉のまちづくり条例、そして施設整備マニュアルは、歴代の委員や都の職員の皆様の努力によって、本当に、いろいろ世界に誇れるものができているのではないかと、心より感謝しております。

その上で、今後の課題と私が強く感じているのが、先ほどの推進協議会でもあった、資料2の今後の課題のところにあるように、建築物等におけるさらなるバリアフリー化や面的なバリアフリー整備であります。現実社会をいかにリアルにバリアフリー化していくかが重要だと思っています。

具体的には、現存の建物や小規模店舗のバリアフリー化が最大の課題だと考えています。この課題は、審議テーマにもしていただいていた、現行計画の評価につながることはもちろんですが、目指すべき目標であったり、都の方向性であったり、スパイラルアップの仕組みづくりにもつながるのではないかと、思っています。そのため、既存建物の例としましては、先ほど私が話してしまったのですが、宿泊施設についてです。建設当初の基準によって建てられた、バリアフリールームのないホテルが、本当に都内にたくさんあって、資料1に、3,200室確保したと書いてあるのですが、それが果たしてどの程度か、何%ぐらいなのかと思っています。少し低いのではないかと、思っていて、この割合をいかに現行条例の総客室数の1%以上に近づけていくかを、この専門委員会で真剣に考えていきたいと思っています。そのため、この宿泊施設についての比率は、バリアフリールームの比率を上げていくということと同時に、既存と新設問わず、小規模店舗などに対しても、うまくルールづくりができるように考えていきたい、この専門部会で協議させていただけたらうれしいなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。パーセンテージにつきましては、後日でもいいでしょうかね。事務局、よろしくお願いしますと思います。

ほかにご意見。どうぞ。失礼いたしました。上田さんですね。よろしくお願いいたします。

○上田委員 公募都民委員の上田と申します。私は、NTTグループで働きながら、育児

と介護のダブルケアをしてまいりました当事者として、こちらの会議に呼んでいただきました。

現在、父は要介護5の寝たきりで、24時間の介護が必要な状況です。私からちょっと気になったところで意見として申し上げたいのですが、資料3の19ページにあります、福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるものというところで、分かりやすく、利用しやすい情報提供の充実というのが挙げられております。こちらについて、本当に私からもお願いを申し上げたいと思っております。父の介護について、東京都からはたくさん支援をいただきまして、本当に日頃からとても感謝しております。とてもそういう支援がなければ生きていけない状況ですので、大変感謝申し上げます。一方で、やっぱり情報提供については、かなり、もう少し改善の点があるのではないかなと思っております。例えばうちの父が要介護5の認定を受けた後に、身体障害者手帳の1級の申請ができるということを私は知りませんでした。要介護5の申請をした人は、高確率で身体障害者手帳1級または2級の申請が下りるということの情報提供がなく、知らないまま結構過ぎてしまいました。ぎりぎりでいろいろ調べた結果、分かって、それが、申請が通りますと、確定申告などで40万円ぐらいの年間の枠がいただけたり、そのほか、いろいろ補助がいただけます。なので、知らなかったのはかなり悔しかったです。

確かに福祉というのは申請主義で、申請をして初めて支援が得られるというのは、もう重々承知の上なんですけれども、一方で、申請主義の基礎として、情報提供を分かりやすく、利用者目線ですていただくというのが、車の両輪でとても大事ではないかと思えます。ちょっと想像していただきたいのですが、大事な家族が突然倒れて、もう家族は一生動けませんと、ベッドから動けません、あなたは今日から家族の24時間の介護が必要だと、いきなりそういうふうになったときに、細かい行政の制度まで調べ切って、自分に必要なものをピックアップして申請する、その暇があるか、精神的なショックを受けている中で、そういうことができるかといいますと、私はできませんでした。ですので、結構、行政からすれば、お金もかからず、割と簡単にできる対策だと思うんです。要介護5の申請を得た人は、こういうよい申請ができますよというリストを作っておいて、申請をした人、認定が下りた人に、その1枚渡すだけ、もしくはホームページ上で、例えばチェックボックスを設けておいて、こういう状況になったらこれができますというような申請ができるように、お知らせをやっておくだけで、お金がかからずにできる対策だと思いますので、そういったところも、ぜひ今後ご検討いただければありがたいと私は思っております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今の上田さんのご意見につきましては、事務局のほうで、状況はお分かりになりますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

そもそも情報提供の今の状況を把握していない状況ですので、所管のほうに確認をさせていただくお時間をいただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

短めにね、市橋さん。

○市橋委員 一つだけ言うと、いわゆる今、介護保険関係と障害福祉関係が全く分かれているんですよ。介護保険のケースワーカーがちゃんと障害者福祉をやって、できるだけそれを使えるどうか情報を持っていたら、今の問題は解決する問題なんですよ。ここでそういう意見が出たということをちゃんと伝えたいと思います。縦割り行政の最たるものです。

○高橋部会長 市橋委員、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。永田さん、お願いします。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

いろいろご説明いただきまして、13期までの間に、いかにいろいろまちづくりが議論してきたことが反映されてきたかということ、伝わってまいりました。

皆様のご意見の中で、やはりスパイラルアップということで、やってもやってもまだまだというところはお思いかと思えます。それで、例えば今までの進捗状況の中でも、心のバリアフリーとか情報バリアフリーということで、いろいろな、例えばハンドブックを出したり、ナビができたとか、UD教育も進んで、研修があったりとか、そういうことが本当にどんなふうにかかされているのかという辺り、都民に本当に浸透していて、それが正しく活用されているのかというところ、やりっ放し、作りっ放しになっていないだろうかというところが、やはり気になります。今後のまちづくりの中で、そういうことも振り返りながら、本当に大切な、都民が必要としている情報、それから心のバリアフリーでも、人的支援の部分とどうつなげていくかという辺り、そんなことを考えていくようなものになっていったらいいかと思っております。

推進計画、スパイラルアップの中で、やはりいろいろな狭間とか、抜け落ちているところとか、それから、いろんな仕組みのつながりの部分とかというところで、やはり今までにできていないところにも目を向けながら、検証していきながら進めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

資料の説明をちょっと先に、少し議事を進ませてもらいたいと思えますけれども、今日、初めて協議会、それから専門部会に参加された方も複数名いらっしゃいますので、ぜひ、後半のほうは、先ほど公募委員のお二人にご発言いただきましたけれども、学識の方々も何人か初めての方がいらっしゃいますし、二條さん始め、会場にもいらっしゃいますので、どうぞ最後にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ひとまず次の、第1の議題を終了させていただきまして、次の指針ですかね、そちらの施行規則の改正等についての資料説明をお願いしたいと思います。資料5と6でしょうか。お願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、福祉のまちづくり条例の施行規則の改正とマニュアルの改訂について、ご説明をさせていただきます。こちらは審議していただきたいという趣旨ではなくて、ただいまこういうふうに進めていますということで、ご報告ということになります。

まず、資料5の規則改正についてでございますが、今回の改正の目的としましては、大きく2点ございました。

1点目は、建築物バリアフリー条例の宿泊施設の規定を見直したということで、こちらは先日議決をしておりますけれども、条例改正を行っており、公布を行うところでございます。福祉のまちづくり条例施行規則においても、同様の改正を行うということが1点目でございます。

2点目が、国のバリアフリー法の省令に基づく移動等円滑化基準ですとか、ガイドラインなどが改正されましたので、それと整合を図るための改正ということで、道路と公共交通施設、それぞれでございます。

下の2の主な変更点というところに具体的な内容が書いてございますが、まず、建築物というところで、宿泊施設の基準のバリアフリー条例の改正の部分でございますが、バリアフリー条例上では、1,000平米以上の宿泊施設、新設・改修などにおいて、旅館業法に基づくホテルですとか旅館などが対象となっております。それに対して、福祉のまちづくり条例では、その他の類する施設ということで、1,000平米以上で、面積要件は一緒なんですけれども、合わせる必要があるというところでございます。具体的な内容につきましては、右側に表がございまして、15平米以上の客室で、②の浴室等の出入口の幅、こちらを現行の70センチから75センチに引上げというところが一つ。それから、これまでなかった基準ですが、④全ての客室で浴室等の前の通路幅を追加しております。15平米以上で100センチ以上、15平米未満で80センチ以上ということで、バリアフリー条例と全く同じ内容の規則改正ということになります。

次に、道路の整備基準の改正ということでございますけれども、福祉のまちづくり条例では、特定道路だけではなくて、都内全ての道路、道路法に基づく道路が対象になります。その中で、省令ですとかガイドラインの中で、歩道においては縁石の高さですとか横断勾配、縦断勾配の基準が明記されたということで、それに合わせると。視覚障害者誘導用ブロックに関しまして、輝度比が確保できる措置ということを明記ということでございます。こちらについては、数値について、後ほどマニュアルの説明で触れさせていただきます。

それから、公共交通施設については、ホームなどの休憩設備、ベンチを設けるときに、優先席を設ける場合に標識を設けることを追加という内容でございます。

この大きく3点につきまして、規則の改正というところで、今後のスケジュールになりますが、3月中に公布を目指しております。バリアフリー条例と全く同じですが、半年、事業者等への周知期間を設けて、10月施行予定となっております。こちらの規則改正の解説などを含めて、マニュアル改訂を行いまして、そのマニュアルとして冊子を発行しまして、同時にホームページに掲載をするという予定でございます。

その次に、資料6がマニュアルの中身でございます。

マニュアルの中では、規則に定めております遵守基準、努力基準の解説、それから遵守基準を満たした上で、さらに配慮することが望ましい事項ということで、望ましい整備「◎」になります。それから、整備項目はないんですけども、配慮することが望ましい事項も、ただ「・」で必要な整備という記載をしてございます。

建築物の基準解説のところでございます。

便所（トイレ）ですけど、車椅子使用者便房の大きさ、200センチ×200センチについて、今までライニングについては記載がなかったんですが、国の建築設計標準の中で、寸法にライニング等は含めないとなりましたので、それに合わせております。それから、直径の転回スペースの大きさで、今まで150センチでしたけれども、2,000平米以上の建築物については130センチ以上ということで、大型の電動車椅子などでも転回できる寸法ということで改訂がされましたので、それに合わせてございます。それから、便所全体で、車椅子使用者便房とは別に、異性への介助ですとか、トランスジェンダーの方などに配慮して、男女共用の便所・便房を設けるという、望ましい整備に入れております。それから、都議会などで議論があった件ですけども、一般便所の小便器ですとか洗面器の脇に、つえ等を立てかける、くぼみですとかフックなどを設けるというのを望ましい整備として入れております。

それから、抜き出して触れさせていただければと思いますが、⑬駐車場については、3.5メートルの車椅子駐車施設以外に、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない、歩行に配慮が必要な人が利用できる区画ということで、こちらは今まで位置づけていたんですけども、国のガイドラインの案に基づき、優先駐車区画という名称を入れるという改訂になります。

それから、店舗内の通路や座席については、整備項目としてはないんですが、必要な整備として入れておりますが、こちらも建築設計標準の中の記載がかなり詳細になりましたので、それに合わせてございます。

それから、2の道路編でございます。先ほどの規則改正の解説でございます。縁石の高さについては15センチ以上。縦断勾配については5%以下、やむを得ない場合は8%、横断勾配については1%以下、やむを得ない場合は2%というところを書いてございます。誘導用ブロックにつきましても、黄色を原則としつつ、ブロックを縁取るように舗装の色を変えるなどして、輝度比が確保できるようにするというところを書き込んでございます。

それから、公園編につきましては、手すりの上端・下端のところは45センチということで、国のガイドラインになっておりますので、それに合わせております。

右側の公共交通施設でございますが、券売機のところですが、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターフォン等の設備を設けるというところについて、国のガイドラインに準じて設けております。それから、プラットフォームにつきましては、車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合は、その案内を行うと。こちらでも望ましい整備で追加をするという改訂になっております。

資料の説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

資料5、福祉のまちづくり条例の施行規則の改正ということです。いずれも国の省令、あるいはガイドライン、そして建築物等の建築物バリアフリー条例に基づく整合性も図るという、その部分があります。それに合わせたマニュアルの改訂ということになります。タイムスケジュールとしては、もう既にほぼ完了しているようなスケジュール感になっておりますけれども、皆様方のほうから、追加のご意見ですとか、あるいは今後の推進、次の見直しも含めて、ご発言をいただければ大変ありがたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしますと、まだ恐らくたくさんの、毎回そうなんですけど、専門部会でご発言が、したいけども、時間で遠慮されているという方がいらっしゃると思いますけど、今日、初めて参加された方々に、ちょっと一言ずつ、短い時間で恐縮ですけれども、1分以内程度、ご発言いただけないかというふうに思いますけども、じゃあ、会場からで、二條さんのほうからでよろしいでしょうかね。

○二條委員 二條と申します。

私は、車いすテニスプレーヤーをしておりました。2019年まで現役選手として活動しており、現役中は、1年のうちの半分以上を海外で生活したり、転戦をして試合に出ているような状況だったのですが、そうしますと、自分自身が外国人の状況になります。そうしましたら、やはり今情報のバリアフリーというお話がありましたが、本当に想像がつく国と全くそうではない国、あと、自分の知識の中で、例えば英語ですと理解できる国など、様々ありました。そうしたときに、やはり大切になってくるのがサイン、看板ですね。もしくはピクトグラム。2020年大会で多く話題になっておりましたが、そういったことがとても大切になるなということ、自分自身も経験の上で感じております。

ただ、そういったサインなどが、どこにあるかというのがとても大事になるのではないかと思います。看板があるから、設置しているから、これで大丈夫だということではなくて、例えば、車椅子ユーザーに必要な情報はエレベーター前にあるですとか、そういった位置についても、しっかりと考えて、設置することが大切なのではないかと思っております。

今、建築物の整備基準の改定の中にもありましたが、こうした数字というのは、自身自身の経験の中からも、使いやすい数字になっているなというようには思います。まさに先ほどのサインの場所と同じように、これがどういった並びであるかとか、例えば浴室前の通路幅というのもとても大事で、結局、開口寸法が80センチあったとしても、そこを90度曲がらなければいけないといったときに、曲がれないスペース、幅しかないのであれば、その80センチの開口スペースが意味のないものになってしまいます。そういったことも含めて考えられているので、すごく前向きに改善されているなど感じました。

以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと順番に私のほうから指名させていただきたいと思いますが、小嶋委員、お願いいたします。オンラインでしょうか。小嶋委員、オンライン参加の小嶋委員、お願いしたいと思います。ご発言、どうぞ。聞こえていますか。

○小嶋委員 埼玉大学の小嶋です。恐れ入ります。

本日、会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。資料のご説明ありがとうございます。東京都での進捗状況などお教えいただいて、物すごく進んでいるところ、これからもっと進めなければいけないところというところで、資料を拝見させていただいて、ありがとうございました。

私自身は、埼玉大学の工学部の土木の学科におりまして、交通安全ですとか、まちのにぎわいですとか、そういった分野の研究をしております。こちらの交通分野に進みましたのも、中学生のときに、体育でちょっと足をけがして、松葉づえで登校するようになるときに、松葉づえで歩くと、こんなに道路って不便だったんだというような経験もいたしまして、交通を、いろんな人が安全に快適に移動できるようになるようなまちづくりをしたいという思いを持っておりました。今回、こちらの会議に参加させていただきまして、勉強させていただくとともに、少しでもお役に立てることがあればと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

瀬戸委員、お願いいたします。

○瀬戸委員 今期からお世話になります。駒澤大学文学部地理学科の瀬戸と申します。よろしくお願いいたします。

私は、分野ということで、名簿ではICTというふうには書かれていますが、地理学科ということで、主に地図を使って研究をしたりとか、そういった教育活動をする中で、今、最近、特に今回の情報バリアフリーの中でも、トイレの話が出ていたと思いますけれども、そういった様々な福祉に関する情報が、オープン、自由に使えるデータとして蓄積をされていって、それが地図に展開できることになれば、いろいろな側面で使え

ようになるということで、そういった分野の促進というのに非常に期待をしています。もちろんデジタルとして使うだけではなくて、紙であったりとか、もうちょっと、目が見えない方向けには触地図という、触って分かるような、いろいろな展開の仕方があると思いますので、まず、地図を作るための基礎要素というか、基礎データとして、いろいろなバリアフリー、福祉に関する情報が、どれだけ蓄積をすることができるかということについて、私自身も意見とかを言えるようになればいいかなというふうに思いました。

そういった中で、今回、ちょっと時間もありませんでしたので、質問できませんでしたが、今回、情報バリアフリーの中で、事務局から説明がありましたけれども、車椅子利用者対応トイレの情報ということで、8,700基というご説明がありました。これ、ちょっと事務局がもしお分かりになれば教えていただきたいんですけども、これは都庁というか、都として整備されているものの総数になる、そのうちの調べられた総数になるという理解でよろしいですか。という意図としては、当然、都として管理しているトイレのほかに、区市町村さんですね、基礎自治体さんが整備されているもの等もあると思いますけども、そういった状況というのはいかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご質問ありがとうございます。

都として、今、オープンデータ化しているものは、都内の公共施設というところは、やはり優先順位が高いと考えておまして、都立施設、それから区市町村については調査をして、区市町村の全てのトイレについて集めております。それから、やはり公共性が高いということで鉄道駅、これも都内の鉄道事業者の皆様にご協力をいただいて、データをご提出いただいて、都として、都立と区市町村立と鉄道駅をオープンデータ化しているという状況です。当然、施設管理者の方々でも、オープンデータ化、いろいろ検討されたり、もう発信されたりとかしておりますので、そこは今並走しているような形ですけども、どういう形で最適化するのがよいかというところは、これからの課題ではないかなと思いますので、その辺りでも、いろいろ専門的な見地からご助言をいただければと思います。

以上でございます。

○瀬戸委員 ありがとうございます。そういった形で、情報のやり取りを促進していきたいと思っていますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで参加の星委員、いかがでしょうか。一言だけお願いいたします。

○星委員 お願いいたします。星と申します。教育の分野からということで、参加させていただいております。

今日、お話を伺いまして、私自身、公共交通機関の整備等、かなりハード面は進んできているのかなという実感がございましたけれども、ソフト面のところ、心のバリアフ

リーをどう推進していくのか、理解をどう促していくのかというところの課題はあるのかなということで、報告等を伺いました。

それで、心のバリアフリー推進に非常に効果的だと思う取組のところ、圧倒的に、児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育というところが群を抜いて多かったんですね。この辺りのところで、いかに教育の中で進めていくのかということで、学校教育の中、それから家庭教育、また地域社会の中で、いろいろな視点の中で考えていかなければいけないのかなんていうことを思いました。障害の有無だけではなくて、性別ですとか、年齢だとか、国籍だとか、本当に様々な立場の人が社会をつくっていく、共生社会の実現というところに向けて、いかに教育が大事なのかというところを改めて感じたことです。

本校の高等部3年生も、卒業したんですけれども、その生徒が一言言っていたんですけれども、共生社会の実現に必要なのは、全盲の生徒なんですけど、僕は友達になることだと思いますというふうに言っていたんですね。いろんな人と友達になること、知り合いになること、それが社会の基盤になっていくということをシンプルな言葉で伝えてもらって、私も非常に納得したんですけれども、そういった自然な付き合いだとか関係性をどうつくっていくのかというところで、いろいろ一緒に考えられたらなというふうに思いました。

いろいろ勉強させてください。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンライン参加と思いますけども、フランチャイズチェーン協会の大久村様、いらっしゃいますか。よろしくお願ひします。

○大久村委員 よろしいでしょうか。

○高橋部会長 どうぞ。お願ひいたします。

○大久村委員 商業の分野から参加させていただいております。

当協会は、フランチャイズ本部の集まりの団体でございまして、業種としては、ファストフードの外食やコンビニ、小売サービスの本部が当協会に加盟しております。基本的には、コンビニを中心に、フランチャイズ店は小規模な店舗が多いんですけれども、新たな店舗がオープンするということは、少しずつですけれども、バリアフリー対応の店舗が増えていっております。今後も期待に沿えるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

そして、会場から、民生委員関係、非常に直結している領域ではありますけれども、山本委員、お願ひいたします。

○山本委員 東京都民生委員・児童委員協議会連合会の山本ナミエでございます。

今回の福祉のまちづくりという協議会に初めて参加させていただきますが、本当に福祉のまちづくり推進計画の五つの視点、いろいろとお話を伺いましたけれども、先ほど

の上田委員の切実なお話は、実は自分と、振り返ると私が48のときに実は両親が相次いで倒れて、学校に勤めていたんですけれども、辞めなければならない状況で、1999年だったものですから、まだ介護保険が導入されていない、措置の段階でございました。そのときに、やはり何が何だか全く分からない中で、ケアマネジャーさんとか、あるいは包括の方だとかに、いろいろと、とにかく聞いて、そして翌年、2000年になったときに父が倒れ、10年間、両親の介護ということだったんですね。そのときにやっぱり感じたことは、自分でとにかく調べないと分からない。教えてくれる人がいないんですね。ケアマネジャーさんが教えてくれること、包括が教えてくれることは、やっぱり私が尋ねたいこと以上のものは、そんなに得られることができなくて、自分でこうしたいときはこうだということをもまず調べていかなきゃいけない。

それから先ほど、ホテルのほうのバリアフリー化ですけれども、そういう、倒れてしまった両親に、やっぱりホテルのほうに行って温泉に連れていきたいと、いろんなホテルを当たったんですけれども、やっぱり車椅子対応のところは、もちろん20年前ですから、なく、でも、20年たった今でも、やっぱりそういう同じ悩みがあるんだなということを知ったときに、そこら辺のところも改善されていかなければいいなというふうに思います。

そして、民生委員・児童委員としては、常に相談者の心に沿って活動していくということなので、こちらのほうも、先ほど言われたように、ハード部門じゃなくて、ソフト部門のほうで、やはりもう少しいろんな方たちに優しい対応ができればいいなというふうに考えて、この中で勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

まだ会場にもご発言いただけていない方がたくさんいらっしゃるし、オンラインの方々もいると思うんですけれども、すみませんが、時間が8分ほど経過をして……。

じゃあ、どうぞ、越智さん。お願いいたします。

○越智委員 越智です。ちょっと発言のタイミングがつかめず、最後になってしまいました。

確認したいことがございます。資料1の最後のページなんですけれども、ここに心のバリアフリーのところ、研修について載っているんですけれども、先ほどの発言等の、ゲストの研修にボディランゲージ的な研修が入っているのかどうか、ご存じの方がいたらお知らせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋部会長 事務局、わかりますでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

ご質問ありがとうございます。資料1の心のバリアフリーのところに出ている、シティ・キャストとしてボランティアに対する研修というものは、2020年東京大会の、実際、都市ボランティアとして活動する、要は最寄りの駅から競技会場まで行くときのご案内をする方々をシティ・キャストとして募集をしまして、その方々に対する研修と

ということで、ちょっと、こちらの研修については、オリ・パラ開催に向けて設置した研修ですので、令和3年度までで終了している研修になります。

以上です。

○越智委員 ですので、その際にボディランゲージの研修があったかどうか伺ったわけです。

○田中福祉のまちづくり担当課長 すみません。事務局の田中です。その点、すみません、漏れておりました。

ボディランゲージがこの中に入っていたかどうかは、現時点で、事務局のほうで把握をしておりませんので、そのとき所管していた部署のほうに、確認させていただくお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○越智委員 よろしく願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、議事については、今日はここまでとさせていただきたいと思っておりますけれども、ご発言のご用意をされた方、大変申し訳ありません。

その他、事務局のほうから連絡事項等ございますでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

おわびでございますけれども、会議の途中、ちょっとネットワークが不安定になりまして、映像が一時途絶えていたりということがございました。大変申し訳ございませんでした。次回の会議以降、改善してまいりますので、ご了承いただければと思います。申し訳ありませんでした。

それから、次回、第2回の福祉のまちづくり推進協議会専門部会についてでございますが、令和5年の5月中旬ということで、下旬と資料のほうにありましたけれども、中旬に開催予定でございます。今のところ、5月17、18、19辺りで、考えておりますが、こちらについて日程調整ということで、事務局よりメールをお送りしておりますので、3月31日までにご回答をお願いできればと思います。

また、冒頭に申し上げたとおり、机上の資料のうち、5点の冊子につきましては、事務局で回収をいたしますので、恐れ入りますが、そのまま置いていただきますようお願いいたします。もしご入用ということでしたら、事務局までお申しつけいただければ、ご提供させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

日程調整については、既にご案内されているということですね。31日ということでですので、明日ですかね。残り短い時間になりますけれども、ご協力をよろしく願いしたいと思っております。

今日もたくさんのご発言をいただきました。やはり感想的に言いますと、後半のほうの一人一人のご発言をいただくというのは、とても大事ななと改めて思いました。確か

に、資料にしますと、そういうバックグラウンドだとか、そういうのは見えなくなるので、これだけ見ると、これも欠けているんじゃないか、これも欠けているんじゃないかという、そういうような感想をお持ちかと思えますけども、それぞれ一人一人の皆様方が、いろいろと、それぞれのニーズを想像していただきながら、今後のご発言をいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、だいぶ過ぎてしまいましたけども、今日、第1回の専門部会、これで終了させていただきます。と思います。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

(午後12時13分 閉会)